

平成19年放送法改正について

平成24年11月21日

事務局

目次

1. 平成19年放送法改正の概要	
1-1 平成19年放送法改正の概要	4
1-2 平成19年放送法改正／ 附則第12条(5年後の検討条項)	5
2. 「新たな国際放送の制度化」関係	
2-1 テレビ国際放送の概要	7
2-2 国際放送等の主な番組	8
2-3 国際放送の制度の変遷と経緯	9
2-4 国際放送の強化の経緯	10
2-5 平成19年放送法改正の概要 (国際放送関係)	11
2-6 (株)日本国際放送(JIB)を新設する 理由	12
2-7 (株)日本国際放送(JIB)の概要	13
2-8 (株)日本国際放送(JIB)の事業収支	14
2-9 (株)日本国際放送(JIB)の業務	15
2-10 民放事業者の協力の状況	16
2-11 平成24年度における国際放送 実施要請の概要	17
2-12 総務省交付金額とNHK国際放送 関係費の推移	18
2-13 NHKワールドTVの視聴エリア・可能 世帯の推移	19
2-14 主なテレビ国際放送の比較	20
2-15 テレビ国際放送の視聴実態調査	21
3. 「認定放送持株会社制度の導入」関係	
3-1 認定放送持株会社制度について	23
3-2 認定放送持株会社制度の概要	24
3-3 放送分野における持株会社の活用 のメリット	25
3-4 制度検討時における指摘	26
3-5 制度検討時における活用イメージ	27
3-6 認定放送持株会社の一覧	28
3-7 民間テレビジョン放送事業者の売上 高の推移	29
4. その他	
4-1 その他の改正事項	31

1. 平成19年放送法改正の概要

1-1 平成19年放送法改正の概要

※太枠部分は5年後の検討事項

NHK関係

ガバナンス強化	経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項等の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置
番組アーカイブのブロードバンドによる提供	放送した放送番組をブロードバンド等を通じて有料で提供することを業務に追加するとともに、利用者保護のため、業務の実施基準について認可等を措置
新たな国際放送の制度化	NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。
命令放送制度の見直し	「命ずる」の文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう努めるものとする等措置する。

民放関係等

認定放送持株会社制度の導入	複数の地上基幹放送事業者の子会社化を可能とするマス排原則の適用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする認定放送持株会社制度を導入
有料放送管理業務の制度化	受信者保護を図るため、有料放送管理業務を行う者は、業務開始の事前届出と業務運営の適正確保のための措置を講ずること等を規定
ワンセグ放送の独立利用の実現	地デジの携帯端末向け放送(ワンセグ放送)について、一般のテレビで受信する番組とは異なる番組の放送(独立利用)を可能とする。
認定基幹放送事業者の事業譲渡に伴う地位の承継 (※)	基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、認定基幹放送事業者の地位を承継できることを規定
有料放送の料金に関する規制緩和	地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の認可制を届出制に改める。

(※) 平成19年改正当時は、「委託放送事業」だったもの(平成22年改正により、現行制度に移行)。

1-2 平成19年放送法改正／附則第12条（5年後の検討条項）

附則（平成19年法律第136号）

第12条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合※において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第20条第1項第5号に規定する協会国際衛星放送、新放送法第147条第1項に規定する有料放送、新放送法第152条第1項に規定する有料放送管理業務、新放送法第98条第2項に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法第160条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2（略）

※ 法律の施行は平成20年4月1日

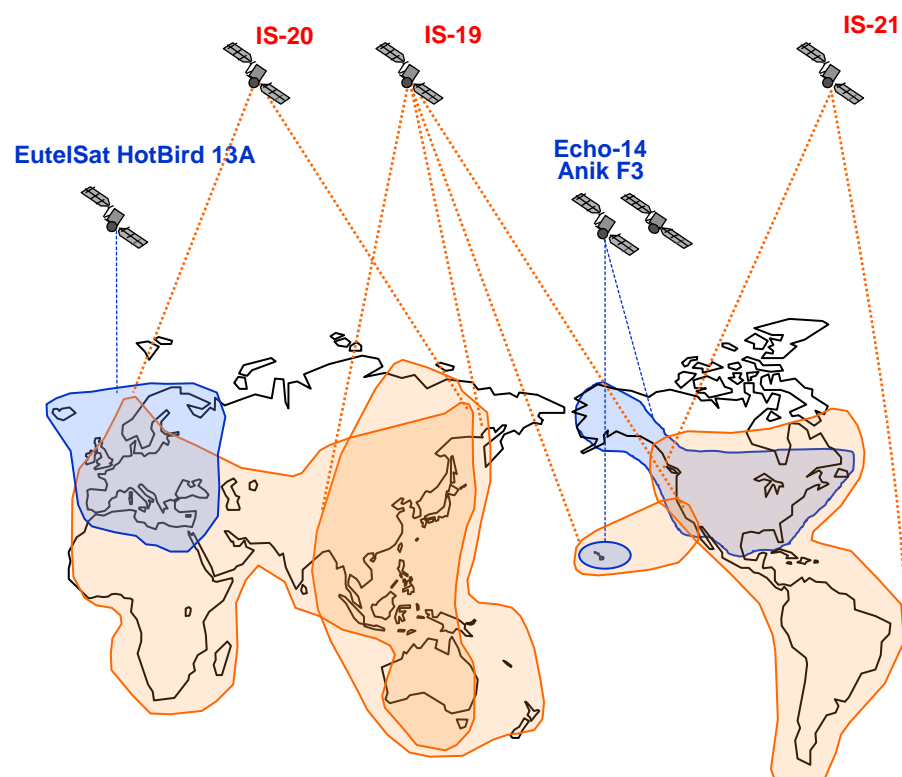
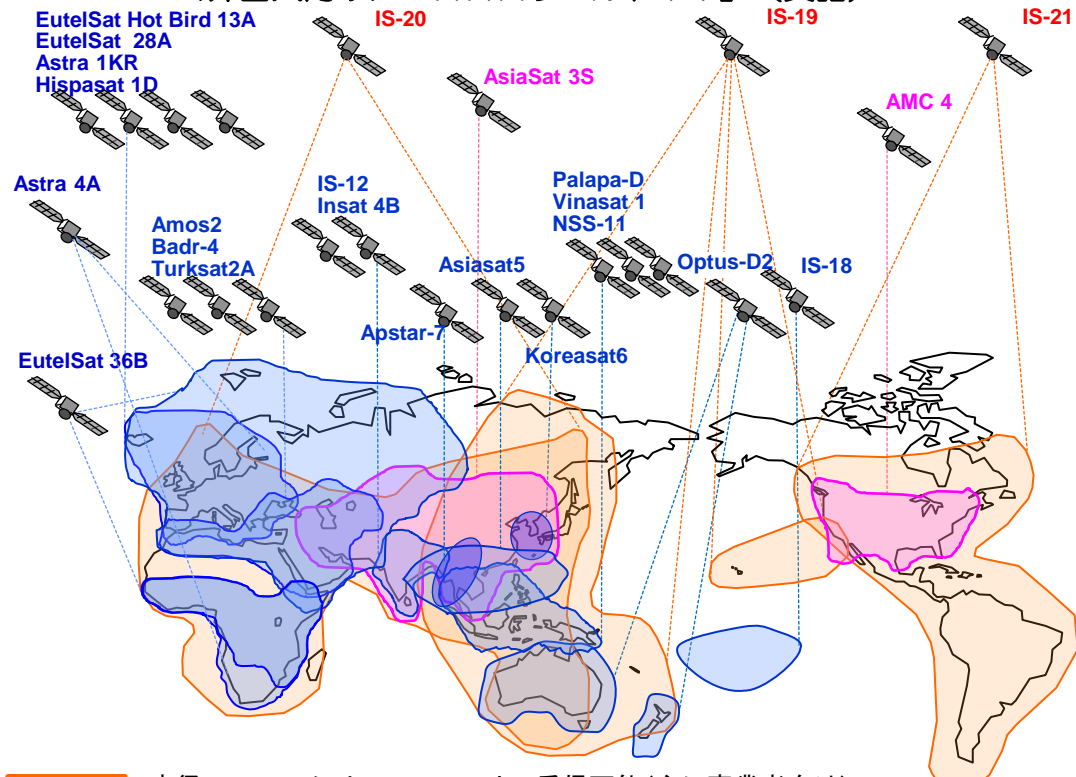
2. 「新たな国際放送の制度化」 関係

2-1 テレビ国際放送の概要

- ・放送時間 外国人向け: 1日23時間程度(株式会社日本国際放送(JIB)の独自放送を含めて24時間)
邦人向け: 1日5時間程度
- ・予算規模 133.1億円(平成24年度NHK予算額)
- ・実施形態 NHKは、外国人向けに自主放送と要請放送(放送法第65条)を併せ、「NHKワールドTV」を放送。
また、邦人向けに「NHKワールド プレミアム」を放送。
要請放送に係る費用については、国が負担(第67条。平成24年度予算額24.5億円)。
- ・使用言語 英語及び日本語
- ・使用衛星数 計26基

<外国人向け>「NHKワールドTV」(英語)

<邦人向け>「NHKワールド プレミアム」(日本語)



直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

主にホテルにて視聴可能

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

2-2 国際放送等の主な番組

NHKワールドTV

ニュース、解説、情報番組を中心に放送

◎番組例

- ・NEWSLINE
毎日生放送されているニュース番組
- ・JAPAN 7 DAYS
日本の1週間の情報を伝える週刊ニュース番組
- ・TOKYO FASHION EXPRESS
今世界の注目を集めるTokyoのファッションを中心に伝える番組
- ・TOKYO EYE
さまざまな断面から幅広く取り上げ、東京の今を海外に発信する番組

NHKワールド・プレミアム

NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

◎番組例

- ・ニュース
- ・大相撲中継
- ・おかあさんといっしょ
- ・のど自慢

NHKワールド・ラジオ日本

ニュース、情報番組を中心とし、スポーツ、文化・芸能など様々な番組を放送

◎番組例

日本語番組

- 海外安全情報
・安全な海外渡航と滞在のための番組。
- 地球ラジオ
・世界各地の日本人から寄せられる話題など、電話や電子メールで参加する双方向番組。

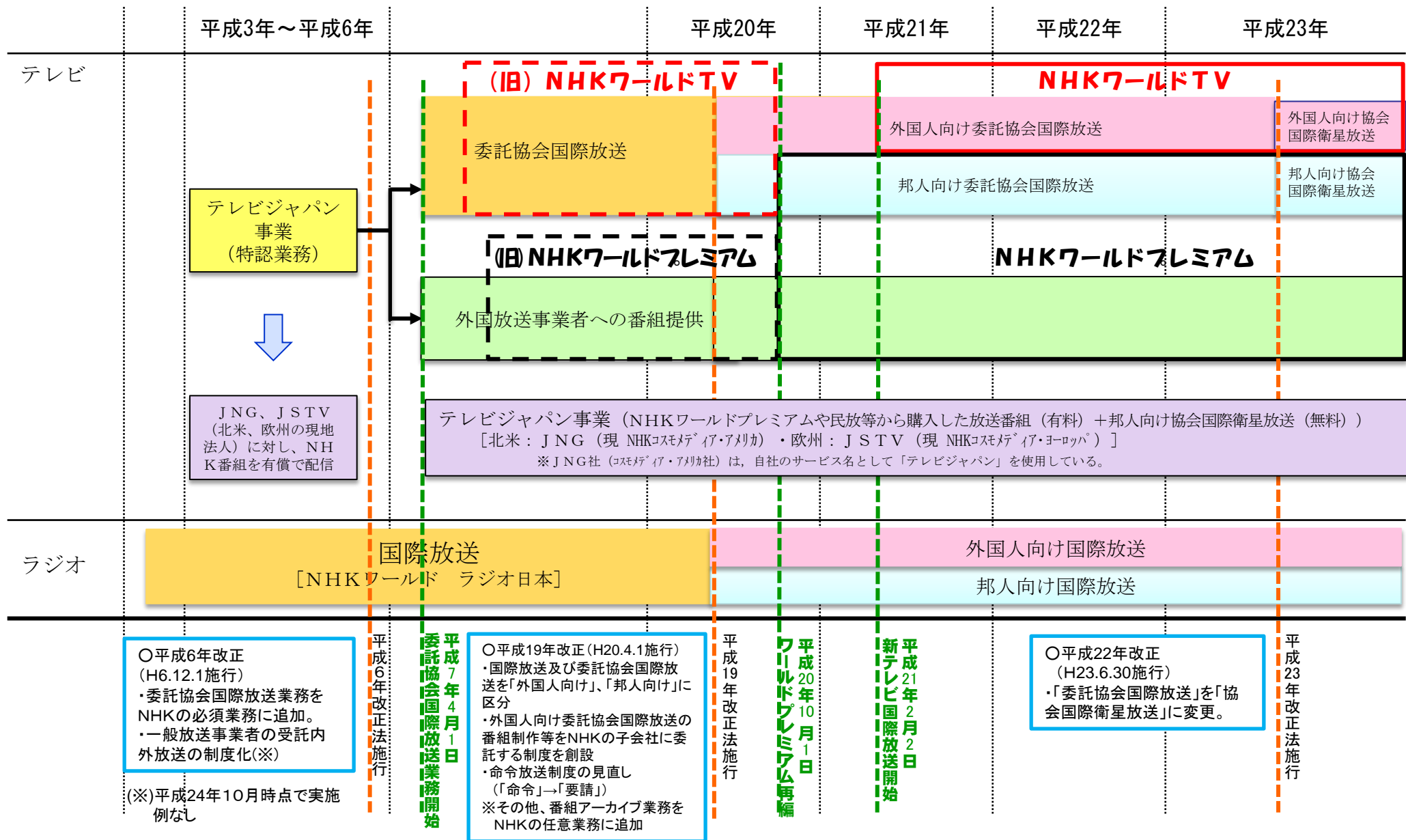
英語番組

- Friends around the world
・世界中のラジオジャパンリスナーをつなぐ番組。

英語以外の言語の番組

- ラジオジャパンフォーカス
・世界情勢をはじめ、国内の政治・経済、社会問題など幅広い分野の最新情報をタイムリーに伝える情報番組。インターネットと連動。

2-3 国際放送の制度の変遷と経緯



2-4 国際放送の強化の経緯

■平成18年2月 小泉首相（当時）が閣僚懇談会で、NHKによる海外情報発信の強化を関係方面に指示。

■平成18年6月6日

通信・放送の在り方に関する懇談会

「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」（抜粋）

⑤ 国際放送の強化

（略）

そうした国際放送を実施する主体としては、公共放送であるNHKが最適であると考えられるが、同時に、民間放送事業者のノウハウや番組提供も必要であることから、新たにNHKの子会社を設立して実施することとし、当該子会社に対する民間の出資を積極的に受け入れるようにすべきである。

その際、こうした新しい国際放送の採算性を安定的に確保するため、編集の独立性は確保しつつ、運営財源として財政支援も検討すべきである。

■平成18年6月20日

自由民主党 電気通信調査会

通信・放送産業高度化小委員会

「今後の放送・通信の在り方について」（抜粋）

(2) 国際放送のあり方

（略）この新しいチャンネルの放送について、NHK主体で行うのか、子会社で行うのかについての検討が必要である。

ただし、いずれにしてもこのような放送は採算ベースに乗せることは極めて難しく、必要な国費の投入を検討することが必要である。

■平成18年6月20日 政府と与党

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（抜粋）

NHK関連

・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

■平成19年8月2日 情報通信審議会（答申）（平成18年12月21日、中間取りまとめ報告公表）

「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策<平成18年 諮問第10号 答申>（抜粋）

(5) 事業主体の枠組み

政府与党の合意を踏まえ、事業主体の枠組みを整理するとした場合、当該合意において、実施主体とされているNHK子会社をどのように位置づけるかにより、次の選択肢が考えられる。

(第1案)

NHKが行う国際放送とは異なる枠組みの下で、新たに「外国人向け」放送を行う主体を創設する。

この場合、NHKが現在行っている国際放送について、現状どおりとするか、「外国人向け」放送は、新たな主体に移行するかの選択肢がある。

(第2案)

NHKが行う国際放送を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離した上で、「外国人向け」放送について、NHK子会社に委託することにより実施させる。

（略）

政府与党合意の趣旨を踏まえた場合、（略）、当面、第2案を基本とすることが適当であると考える。

■平成19年4月 放送法改正案を国会に提出

平成19年12月 改正放送法成立（施行平成20年4月）

○放送法（※平成19年放送法改正の反映後）（抜粋）

（外国人向け委託協会国際放送業務の方法）

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（略）として保有しなければならない。

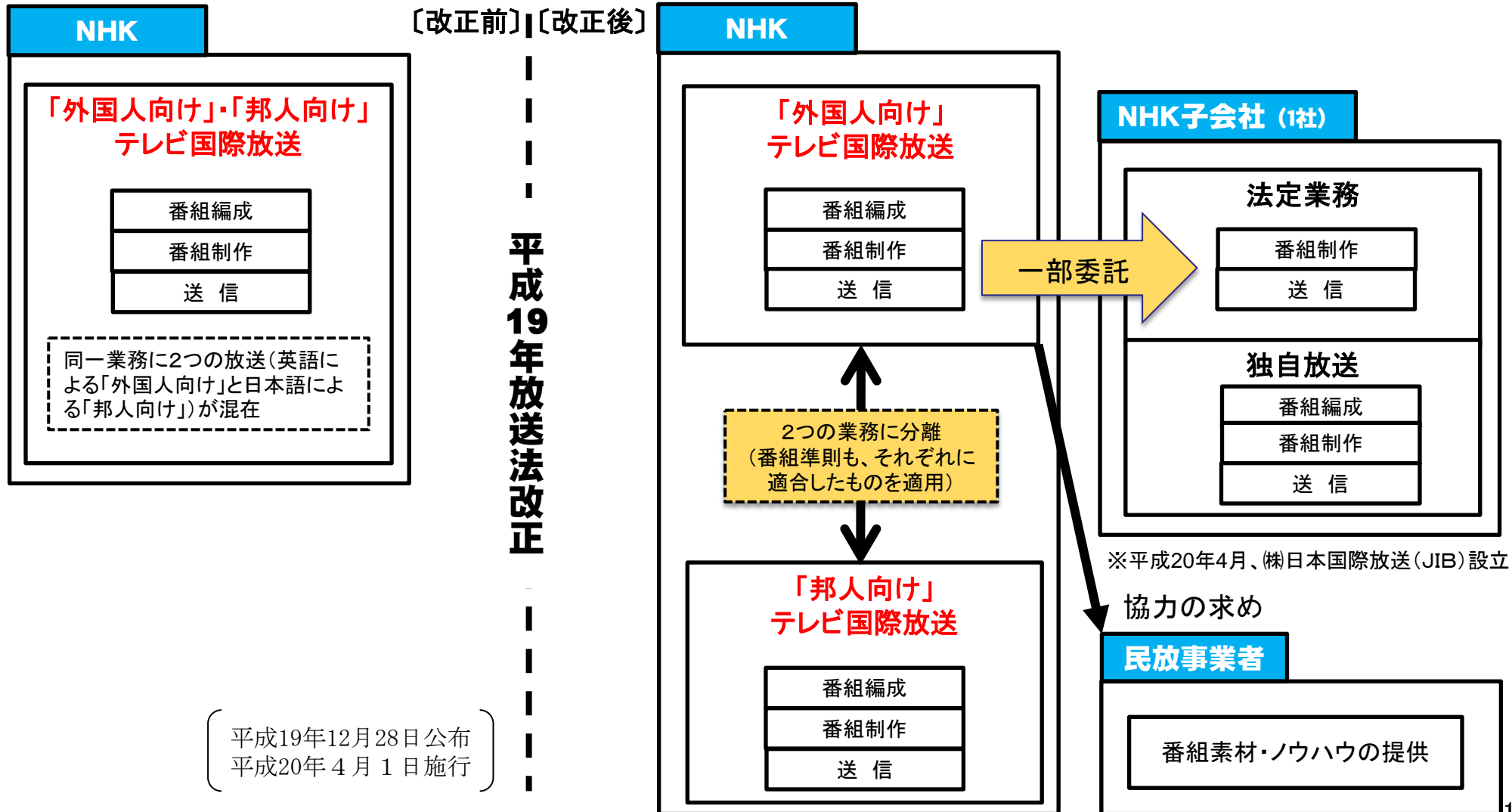
一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

2-5 平成19年放送法改正の概要（国際放送関係）

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



2-6 (株)日本国際放送 (JIB) を新設する理由

① 事業運営の集中化・効率化

国内番組とは視聴対象、制作の手法・技術、送信の仕組みが異なる。主体を分けたほうが集中的かつ効率的な事業運営が期待できる。

また、当初は、NHKから新法人への業務委託方式とするが、将来的には、NHKの持てる人材、資源を新法人に移管し、独立した国際放送の主体とすることにより、NHKのスリム化に寄与できる。

② 事業展開の弾力化

外国において多くの者に視聴してもらえるよう、外国の衛星やケーブル会社のチャンネル枠や広告主の確保に必要な交渉術、マーケティング能力といった民間の経営ノウハウを活用できる仕組みを作り、弾力的な事業展開を可能とする。

③ 財源の多様化

運営コストを賄うため、国費のほか、受信料や広告収入（政府広報を含む。）を充てることのできる仕組みを作る。

④ 別会社方式が国際的な主流

英国、フランス等においても、対外情報発信力の強化策として、公共放送本体から切り離れた別会社方式によって公共放送と民間の双方の知恵と活力を生かせる仕組みを用いており、これが国際的に主流となりつつある。

[平成19年12月4日 衆・総務委員会]

○寺田（学）委員（略）

冒頭お伺いさせていただきましたけれども、何で国際放送が充実しないのかという話のときに、何らこの施策に対応するような問題点というのは出てこなかったと思うんですが、何でこういうような仕組みをつくるんですか。いかがですか。

○小笠原政府参考人

今回、NHKの子会社というものを主体といいますか中心に新たな映像国際放送のスキームを考えました理由ということでございますけれども、基本的には、先ほどもちょっと御説明したかもわかりませんが、NHKのみならず、広く民間のノウハウ、識見を新たな映像国際放送の充実に活用したいということがございまして、NHKとは独立した存在ということを考えているわけでありまして。

ただ、現実、これまで国際放送を行ってまいりましたのはNHKがほとんどを占めておりますので、NHKのそうしたこれまでの蓄積というものから全く離れた形で開始するの、それもまた効率性という面からいかがかということ、NHKの子会社というスキームを考えたものでございます。

そして、一に限ってということでございますけれども、それは、そうしたNHKの子会社といいますものが、今後どんどん独自のノウハウを蓄積し、自律といいますか自主的に、まず編成の部分拡大していくことが期待されます。そういう意味からしますと、多数の会社に分散してやるよりは、できる限りそのノウハウの蓄積というのは集中して行われるようにするのが望ましいという観点から、一に限り保有というような改正法案を御提案しているところでございます。

2-7 (株)日本国際放送 (JIB) の概要

- ・設立年月日 平成20年4月4日
- ・資本金 3億9千万円
NHK2.0億円
民間1.9億円
- ・代表取締役社長 川上 淳(かわかみ じゅん)
- ・主な事業内容
テレビ国際放送向け番組の企画・制作
テレビ国際放送の衛星等による送信
インターネット等を活用した番組配信
- ・従業員数 59名(平成24年10月1日現在)

出資している民間企業

民間放送	日本テレビ放送網
	TBS
	フジテレビジョン
	テレビ朝日
制作会社	共同テレビジョン
	ウォーク
IT企業	マイクロソフト
	NTTコミュニケーションズ
商社	伊藤忠商事
	丸紅
	住友商事
金融	大和証券グループ本社
	みずほコーポレート銀行
NHKグループ	NHKエンタープライズ
	NHKグローバルメディアサービス

(計1億9千万円)

2-8 (株)日本国際放送 (JIB) の事業収支

過去4年間の決算状況

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
売上高	763,906	2,509,662	3,937,513	4,574,705
経常利益	▲125,215	▲14,711	92,738	261,344
当期純利益	▲125,701	▲16,283	79,806	138,647
累積		▲141,985	▲62,178	76,468

過去4年間のNHKからの業務委託の状況

(単位:百万円)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
NHK取引	741	97.1%	2,414	96.2%	3,031	77.0%	3,491	76.3%
NHK以外取引	23	2.9%	95	3.8%	906	23.0%	1,083	23.7%
合計	764	100%	2,510	100%	3,937	100%	4,574	100%

(注)平成20年度は受託事業と自主事業、平成21年度は受託事業と独自事業で分類しており、便宜上、前者をNHK取引、後者をNHK以外取引に計上した。

2-9 (株)日本国際放送 (JIB) の業務

Jibtv (JIBの独自番組) の放送

jibtvでは、JIBが制作する番組をはじめ民放各局や番組制作プロダクションが制作した番組を放送。なお、この時間帯ではCM放送も可能。

※ 毎週金曜日に各30分(1日6回繰り返し放送)

FORWARD (#35 Never Give Up! Children's Videos of Hope)

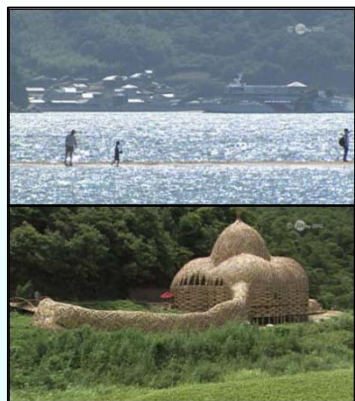


震災後にビデオメッセージを寄せた子どもたちを、1年後に再び訪ね、子どもたちの目線を通じた被災地の状況とともに、成長を遂げた子どもたちの姿を描いた番組。

放送後のモニターにも、「子どもたちが撮影した映像とメッセージは、まっすぐに心に響いた」、「短期間で苦難を乗り越え大きく成長した彼らの姿に感銘を受けた」など、番組を評価する意見が多数寄せられました。また、番組では震災直後とその1年後の映像が使用されているため、子どもたちの成長だけでなく、被災地の復興状況も把握できたという声も複数ありました。

※ FORWARDとは、平成23年度総務省の第3次補正予算の「我が国の国際放送を通じた情報発信」として平成24年2月から10月まで放送した震災復興番組シリーズ(42本制作し、再放送を含め合計85回放送)。

Islands of Affluence



穏やかな海、様々な表情を見せる島々。この瀬戸内の島々を舞台に3年に1度「瀬戸内国際芸術祭」が開かれます。約100日間に及ぶ期間中、過疎化や高齢化が進んだ瀬戸内海の島にアーティストが入り、現地の人々と交流をしながらアート作品を作り上げていきます。来年の開催に向けた主催者の意気込みとともに、美しく穏やかな瀬戸内海と現代アートとの“出会い”を第一回芸術祭から辿ります。

(JIBのHPから引用)

NHKワールドTVの番組制作

JIBは、NHKワールドTVの定時番組4番組等の番組制作(法定業務)をNHKから受託。

※ NHKワールドTVは、ニュース、解説、情報番組を中心に放送。毎正時に、最新のニュースをNEWSLINEで放送し、その他の番組は、1日6回繰り返し放送

J-MELO

Jポップ、ロック、ジャズ、クラシックなど「いま、日本でいきいきと輝いている音楽」の数々を、毎回切り口を変え、ジャンルを超えて紹介しています。

journeys in japan

日本各地をリポーターが訪ね、その土地の人々と交流し、細やかな人情や独特の文化を体験しながら、地域の魅力を発見。ガイドブックとは一味違う旅を楽しみます。

TOKYO EYE

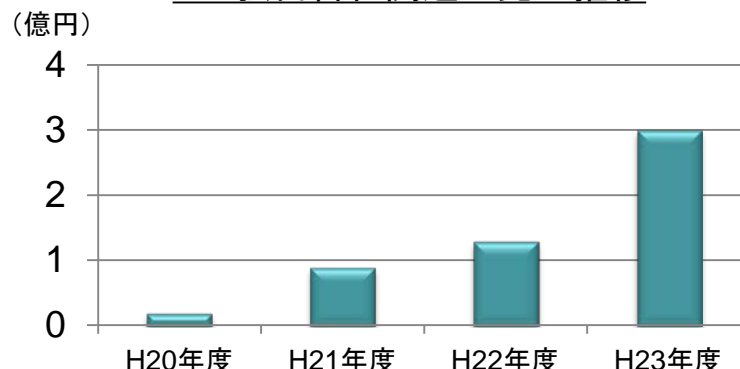
「TOKYO」の今を海外に発信。観光やイベント情報、東京を東京らしく構成している人間や事象、現場などを幅広く取り上げ、さまざまな断面から東京を切り取ります。

TOKYO FASHION EXPRESS

今世界の注目を集める日本のファッション。世界有数のファッション都市となったTOKYOの最新トレンドを中心にパリ・ミラノなどの情報も交えながらお伝えます。

(NHKのHPから引用)

JIB独自番組関連の売上推移



2-10 民放事業者の協力の状況

NHKは、民放の番組素材やノウハウ等を活用できるように、民放に対し協力を求めることができる。（放送法第26条第1項）

NHKは、国内の番組コンクール等で受賞した番組の中から、NHKワールドTVにふさわしい番組を選び、制作した民間放送事業者の協力を得て、当該番組を英語化の上、NHKワールドTVにおいて放送している。

年度	放送日	番組名(日本語／英語)	制作した民間放送事業者
H21 年度	平成22年3月6日	「SBSスペシャル 日本兵サカイトイゾーの真実～写真の裏に残した言葉」 Message from a Japanese Soldier	静岡放送
	平成22年3月7日	「赤ひげよ、さらば。～地域医療”再生”と”崩壊”の現場から」 Goodbye, Dr. Akahige Plight of Local Doctors	北海道放送
H22 年度	平成23年3月6日	「笑ってさよなら～四畳半下請け工場の日々～」 Laugh It Away and Say Goodbye	中部日本放送
	平成23年6月5日 (※)	「田舎のコンビニ～一軒の商店から見た過疎の4年間」 The Convenience Store	テレビ金沢
	平成23年6月12日 (※)	民教協スペシャル「少年たちは戦場へ送られた」 Boys of the Manchurian Dream	信越放送
	平成23年6月19日 (※)	HTBスペシャルドラマ「ミエルヒ」 Mieruhi- Coming Home	北海道テレビ放送
H23 年度	平成24年3月4日	「クニマスは生きていた！～“奇跡の魚(うお)”はいかにして「発見」されたのか？～」 Kunimasu The Miraculous Fish	毎日放送
	平成24年3月18日	「SBSスペシャル サヨばあちゃんの無人駅」 Grandma Sayo and Her Deli	静岡放送
	平成24年3月20日	「自然のふとこころで～森のようちえん まるとんぼう流～」 In the Heart of Nature: The Forest Kindergarten	山陰中央テレビ

※東日本大震災のため、当初予定していた年度内の3月に放送できなかった。

2-11 平成24年度における国際放送実施要請の概要

1 制度の概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。

○放送法（抄）

（国際放送の実施の要請等）

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5（略）

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上（平成24年度予算額は、テレビ：約24.5億円、ラジオ：約9.5億円）

2 要請内容

例年どおりの要請内容。

○テレビ国際放送

次の事項を指定して、外国人向けテレビ国際放送の実施を要請

①放送事項：次の事項に係る報道及び解説。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

②対象言語：英語（ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない）。

③放送区域：北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

2-12 総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	ラジオ国際放送 運営経費		テレビ国際放送 運営経費		NHK総額合計
	NHK総額	うち交付金	NHK総額	うち交付金	
14	91.4	19.7	27.8	—	119
15	86.7	19.7	27.7	—	114
16	85.3	22.7	27.4	—	112
17	84.5	22.7	27.0	—	111
18	79.4	22.6	30.6	—	110
19	72.1	21.6	48.1	3.0	120
20	74.0	18.1	76.3	15.2	150
21	62.4	10.5	105.2	24.5	167
22	62.1	9.5	113.2	24.5	175
23	60.2	9.5	116.5	24.5	176
24	62.5	9.5	133.1	24.5	196

※ 平成23年度までは決算額、平成24年度は予算額。

※ NHK総額については切り捨て、交付金額については四捨五入。

※ NHK総額については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度から、放送法施行規則別表第2号に定める予算書の様式から消費税の項目が削除されたことに伴い、税抜金額となっている。

2-13 NHKワールドTVの視聴エリア・可能世帯の推移

	視聴エリア（国・地域）	視聴可能世帯※	うち、再送信世帯数 （ケーブル・IPTV・ 地上デジタル）
平成20年3月末	4	655万	215万
平成21年3月末	80	1億1,000万	613万
平成22年3月末	120	1億2,500万	1,016万
平成23年3月末	120	1億3,655万	1,959万
平成24年3月末	130	1億5,405万	2,474万

※ 24時間視聴可能。なお、北米で約8600万世帯（平成24年10月末現在）が一部視聴可能。

2-14 主なテレビ国際放送の比較

国名		日本		イギリス		フランス	ドイツ	中国	韓国	
放送局		日本放送協会 (NHK)		BBCワールド ニュースリミ テッド	BBC	フランス 海外放送会社 (AEF)	ドイチェ・ベレ	CCTV	KBS	アリラン 国際放送
サービス名		NHKワールド TV ※1	NHKワールド プレミアム	BBCワールド ニュース	BBCワールド サービス	フランス24	DW-TV	CCTV-4ch CCTV News 等	KBSワールド TV	アリラン
開始時期		2009年 ※2	2008年	1991年	2008年	2006年	1992年	1992年	2003年	1997年
主な財源		受信料 政府交付金	受信料	広告料 視聴契約料	政府交付金 ※3	広告料 政府交付金	広告料 政府交付金	広告料	受信料 広告料	広告料 政府交付金
事業規模		約133.1億円		約88億円	約327億円 ※4	約129億円	約315億円 ※4	不明 ※5	約4.2億円	約42億円
政府交付金		約24.5億円	—	—	約322億円 ※4	約120億円	約304億円 ※4	—	—	約23億円
視聴 可能	エリア	約130国・地域	約108国・地域	約200国・地域	中東・北アフリ カ地域	約180国・地域	不明	約100国・地域 (CCTV News)	約75国・地域	約188国・地域
	世帯数	約1億6000万 世帯※6	約1400万 世帯	約3億3000万 世帯	約2700万 世帯	約2億4500万 世帯	約2億4500万 世帯	約8500万世帯 (CCTV News)	約4950万 世帯	約1億300万 世帯
使用言語		英語	日本語	英語	アラビア語 ペルシャ語	英語 フランス語 アラビア語	英語、ドイツ語 スペイン語 アラビア語	英語、中国語 アラビア語 ほか3言語	英語 朝鮮語	英語
ネット配信		あり	—	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

※1 放送法21条に基づくNHKの子会社である日本国際放送(JIB)のサービス「jibtv」は、広告料を財源として放送。

※2 テレビ国際放送は1995年より実施(日本語放送を含む)。2009年より24時間英語化。

※3 2014年度以降は受信許可料のみ。

※4 ラジオ国際放送含む。

※5 テレビ国際放送のみの事業規模は不明であるが、国内放送を含めた事業規模は、約4,440億円。

※6 24時間視聴可能。なお、北米で約8600万世帯が一部視聴可能。

※ 上記データは、各放送事業者のHP(公称)や各種公刊物等を基に作成したものである。

2-15 テレビ国際放送の視聴実態調査

現地の18歳以上の男女で、衛星、ケーブルテレビ等を視聴可能な人を対象に調査を実施(回答者数は概ね1000人)

- ① 国際チャンネルの名称認知:NHKワールドTVを含む国際チャンネルの名称を提示、知っているものを回答してもらう。
- ② NHKワールドTVを含む国際チャンネル名称認知者に、それぞれのチャンネルの視聴経験を質問した。

NHKワールドTVの視聴実態調査の結果(平成23年度) ※NHKからの報告を基に作成

	チャンネル名称認知度 (%)						視聴経験 (%)					
	日本	イギリス	中国	フランス	韓国		日本	イギリス	中国	フランス	韓国	
	NHK ワールドTV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン	NHK ワールドTV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン
韓国	67.6	73.2	52.8	-	-	72.6	61.1	67.2	47.8	-	-	69.1
ハワイ	31.2	60.6	-	-	11.4	-	20.4	46.2	-	-	8.8	-
ベトナム	23.0	30.9	19.3	14.4	38.2	37.2	17.0	28.0	16.8	12.1	34.6	33.8
イギリス	9.0	92.7	23.0	20.4	-	-	7.1	89.6	17.0	11.6	-	-
ワシントン	12.9	75.5	13.0	15.5	3.0	-	9.5	58.2	8.3	10.8	2.3	-
香港	47.9	56.4	61.6	5.5	18.6	5.9	34.2	44.9	48.9	3.8	11.6	3.4
フランス	6.0	59.2	11.4	25.8	5.0	2.4	2.4	33.6	6.1	14.8	2.4	1.7
イスラエル	3.8	76.2	11.3	32.6	-	-	3.0	61.3	6.5	17.2	-	-
ロサンゼルス	9.1	71.5	14.3	5.9	7.2	-	6.2	58.5	10.2	4.5	5.5	-
シンガポール	37.0	77.6	55.9	-	43.7	36.6	26.9	66.3	44.3	-	35.7	24.7
フィラデルフィア	7.7	68.5	10.5	8.8	4.4	-	6.2	52.2	7.3	6.6	3.8	-
トルコ	4.9	38.8	5.8	4.2	2.9	1.9	2.7	22.3	2.9	2.0	1.1	0.9
バンコク	16.7	22.0	26.0	-	4.2	5.8	14.0	18.8	21.8	-	3.4	5.3

注)「-」は未調査を意味する

3. 「認定放送持株会社制度の導入」 関係

3-1 認定放送持株会社制度について

認定放送持株会社制度の概要

○制度目的

経営の効率化、資金調達等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を、放送事業経営の選択肢として拡大

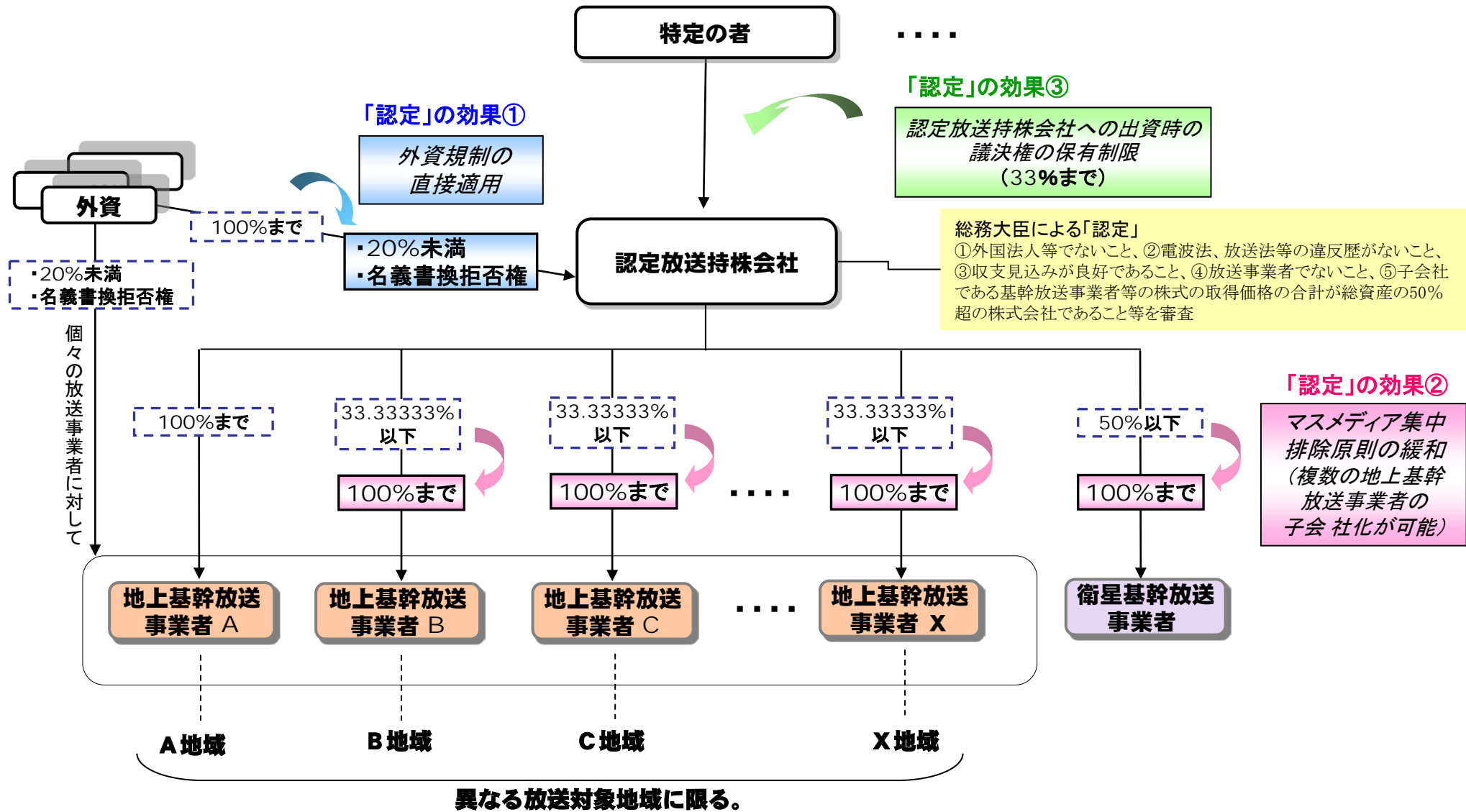
○制度概要

- ・ 1以上の地上系基幹放送事業者を含む2以上の基幹放送事業者を子会社とする会社は総務大臣の認定を受けることができる。
- ・ 総務大臣の認定を受けることにより、
 - ①当該持株会社は外資規制の直接適用が可能となる(20%以上の名義書換拒否権)、
 - ②マスメディア集中排除原則の緩和(地上基幹放送事業者を原則12まで子会社とすることが可能)とする法的効果(特別な地位の付与)
- ・ 当該持株会社への出資については、議決権の保有制限(33%まで)

これまでの認定実績

フジ・メディア・HD(H20.10)、東京放送HD(H21.4)、テレビ東京HD(H22.10)、日本テレビHD(H24.10)の4法人

3-2 認定放送持株会社制度の概要



※子会社化できる事業者数等の上限について

- 地上基幹放送 ... 12を上限とする。(キー局等)は放送対象地域の都府県数で計算(関東7、近畿6、中京3)
 ※ラジオ・テレビ兼営の場合は、ラジオとテレビを別々に数えるのではなく、合わせて1とする。
- 衛星基幹放送 ... BS局は0.5トラポンまで、110度CS局は2トラポンまでとする。

3-3 放送分野における持株会社の活用のメリット

①資金調達の容易化

持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことにより、デジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する。

②経営資源の効率的運用

競争の激化、広告市場の伸び悩み等の厳しい経営環境にあつて、人材、資金、設備等について経営資源の効率的運用が可能となる。具体的には、一般管理部門を持株会社に集中することやコンテンツのマルチユースに向けた著作権処理を持株会社において一元的に行うこと等による事業の効率化が考えられる。

③連携ニーズへの柔軟な対応

通信・放送分野や他分野で各種競合や連携が進展する中で、放送事業者相互間や、放送事業者と通信事業者との間の連携ニーズに柔軟に対応できる。

④放送事業経営の安定性確保

通信・放送融合に関する新規事業等を放送事業者の一部門として展開するのではなく、その新規事業を放送事業と同様に持株会社の子会社の事業として位置付けることにより、安定性が求められる放送事業に直接リスクを及ぼすことなく事業を展開することが可能となる。

⑤競争力の強化

以上を通じて、我が国の放送産業の国内的及び国際的な競争力の強化に資する。

3-4 制度検討時における指摘

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告書(平成18年10月6日)抜粋

第3章 持株会社を活用した民放経営の在り方

1 放送分野における持株会社の活用

(1) 現行放送制度における持株会社の位置付け

(略)近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、

- ① 地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等に多額の資金需要が生じてきたこと
- ② 競争の激化等の厳しい経営環境にあつて、経営のより一層の効率化が必要となつてきたこと
- ③ 通信等の放送周辺分野との連携強化が不可避な趨勢になつてきたこと

等、放送事業について様々な課題が生じてきており、これらに対処するため、持株会社を活用するニーズが高まってきた。

このため、放送法制定時(昭和25年)には想定されていなかった複数の放送事業者を子会社とする持株会社(以下「放送持株会社」という。)について、経営の選択肢を拡大する観点から、現行制度との整合性を確保した上で制度を整備することについて検討した。(略)

2 放送事業者を子会社とする持株会社の制度化

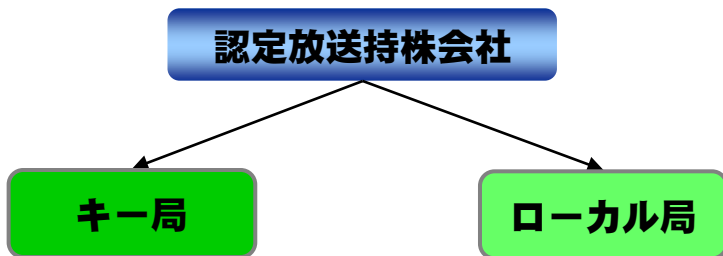
(5) 放送持株会社の形態

放送持株会社を制度化した場合、これをどのような事例で活用するかは個々の放送事業者の経営判断の問題であるが、本報告は主に次のような事例を前提として取りまとめられた。

- ① キー局とその系列下の異なる地域のローカル局が子会社となる形態(ラジオについても同様の場合が考えられる。)
- ② これに加え、資本関係等があるラジオ、BS放送・CS放送といった衛星放送事業者(電気通信役務利用放送事業者を含む。)等の複数のメディアにかかわる放送事業者が子会社となる形態
- ③ 一定のエリア(九州地方等)内にある異なる地域の複数のローカル局が子会社となる形態

3-5 制度検討時における活用イメージ

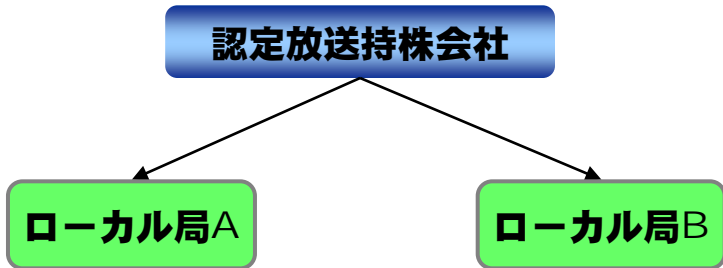
テレビ系列型



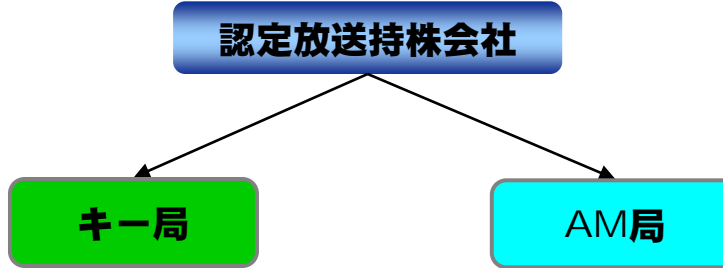
ラジオ系列型



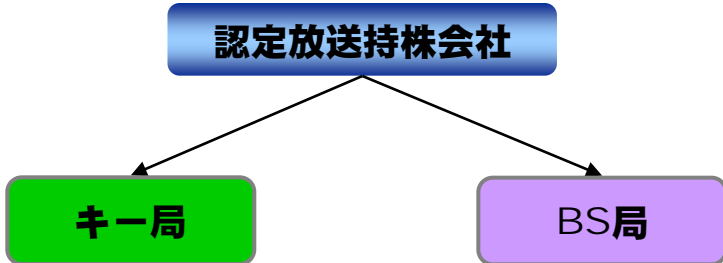
ローカル局型



テレビ・AM型



地上・BS型



3-6 認定放送持株会社の一覧

平成24年11月1日現在

<H20.10.1認定/同日設立>

フジ・メディア・ ※1
ホールディングス
(認定放送持株会社)

(子会社)

100% →
フジテレビ
(地上テレビ)

100% →
ニッポン放送
(地上ラジオ)

100% →
BSフジ
(BS)

<H21.4.1認定/同日設立>

東京放送 ※2
ホールディングス
(認定放送持株会社)

(子会社)

100% →
TBSテレビ
(地上テレビ)

100% →
TBS R&C
(地上ラジオ)

51.5% →
BS-TBS
(BS)

<H22.10.1認定/同日設立>

テレビ東京 ※3
ホールディングス
(認定放送持株会社)

(子会社)

100% →
テレビ東京
(地上テレビ)

100% →
BSジャパン
(BS)

<H24.10.1認定/同日設立>

日本テレビ
ホールディングス
(認定放送持株会社)

(子会社)

100% →
日本テレビ
(地上テレビ)

100% →
BS日本
(BS)

100% →
CS日本
(東経110度CS)

※1 BSフジは、設立時は含まれず、
H22.4.1時点で完全子会社化
フジ・メディア・ホールディングスは、
サテライト・サービス(東経110度CS)
の株式を保有

※2 BS-TBSは、設立時は含まれず、
H23.7.1時点で子会社化
東京放送ホールディングスは、
C-TBS(東経110度CS)の株式を保有

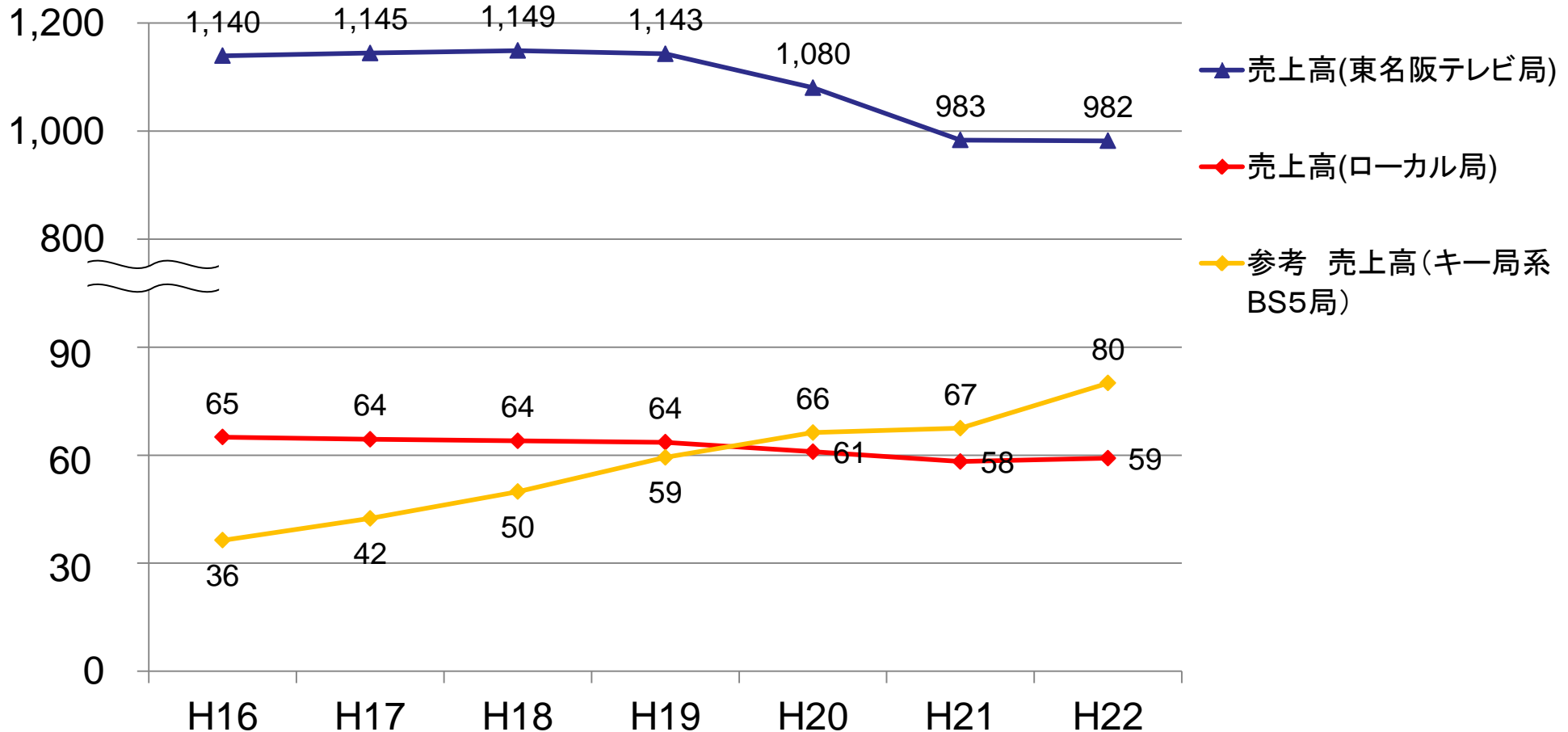
※3 設立時に子会社であったFMイ
ンターウェーブは、H.24.6.1に(株)
キノシタ・マネージメントに譲渡済

3-7 民間テレビジョン放送事業者の売上高の推移

- 地上波の売上高は、平成16年以降減少傾向にある。
- キー局系BSの売上高は、毎年増加している。

単位：億円

1社平均の売上高



出典：『日本民間放送年鑑』
(日本民間放送連盟編)

注 東名阪テレビ局は、キー局、準キー局及び中京広域局にテレビ大阪(株)及びテレビ愛知(株)を加えた15局
ローカル局は、東名阪テレビ局以外の地上基幹放送事業者(民間テレビジョン放送)112局
キー局系BS5局は、(株)BS日本、(株)BS-TBS、(株)ビーエスフジ、(株)ビーエス朝日及び(株)BSジャパンの5局

4. その他

4-1 その他の改正事項

○有料放送管理業務の制度化

プラットフォーム事業者の有料放送分野への影響力が従前と比べて拡大していること、さらに、CSデジタル放送の実施に当たって、視聴者との間で様々な問題が発生している現状を踏まえ、10者以上の有料放送事業者のために、①有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務かつ、②契約者のみが有料放送を視聴できるように受信を制限する業務（いわゆるCAS業務）を実施している者に、有料放送管理業務の届出、業務の適正かつ確実な運営確保（受信者に対し、有料放送契約の提供条件等を明らかにする措置、受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置、業務の実施方針の策定及び公表等）の措置を義務付けたもの。

○認定基幹放送事業者の事業(注)の譲渡に伴う地位の承継規定の整備

改正前は、事業の譲渡に当たっては、譲渡人による業務の廃止届出と譲受人による委託放送業務の認定手続を併せ行う必要があり、この手続によると、電波監理審議会への諮問等を経た手続の完了までの期間が長期となり、事業者の負担が大きかったことから、認定基幹放送事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、認定基幹放送事業者の地位を承継できるようにしたもの。

(注) 平成19年放送法改正当時の委託放送事業は、平成22年の改正により認定基幹放送事業に移行している。

○有料放送の料金に関する規制緩和

地上放送による有料放送の料金に関する総務大臣の認可制を届出制に緩和したもの。

(これにより、全ての有料放送の料金が届出制となった。)

(参考) 平成22年放送法等改正の際に、約款についても認可制から届出制に緩和されるとともに、提供条件の説明義務と苦情等の処理義務が課されることとなった。